

議案第14号

佐野市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の改正について

佐野市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和7年2月14日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例

佐野市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成24年佐野市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

理 由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第 1 4 号参考資料

佐野市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例
の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
(園路及び広場) 第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令<u>第21条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 (7) (略)	(園路及び広場) 第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。 (1)～(5) (略) (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令<u>第22条第2項第1号</u>に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。 (7) (略)